花粉発生源対策の推進に向けた提案・要望 (案)

【最重点項目】

○種子・穂木・苗木供給体制の整備

苗木の安定供給のため、広域での需給情報の共有体制を構築するとともに、生産期間の短縮化や低コスト省力化に資する技術の開発と普及・定着支援を進めるなど、安定供給体制の構築を図ること。([提案:(1)ア③])

〇少(無)花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つ品種の開発

少(無)花粉品種からも特定母樹の検定を行い、特定母樹の性質を併せ持つ少(無)花粉品種の早期開発と普及を行うなど、新品種・新技術開発を行うこと。([提案:(2)イ②])

〇花粉発生量削減の取組の見える化

花粉症対策苗木等による植替えを優先的に進める森林の重みづけを行うなど、地域の状況に応じて、取組を「見える化」するための手法を検討し、社会的機運の醸成につなげること。 (「提案:(3)ア①])

〇主伐・再造林に取り組むための負担軽減

一貫作業や低コスト造林に関する施業体系やコスト比較等についての技術普及資料の作成と補助制度の拡充を行うとともに、民間企業など多様な主体と連携した植替えを加速化させるための普及啓発を行うなど、植替えの促進を図ること。([提案:(3)イ①])

1 提案・要望の背景となる現状と課題

我が国のスギ・ヒノキ人工林は約700万haで国土面積の2割を占め、これらの森林は、木材供給はもとより、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止など様々な重要な役割を果たしている。

一方で、スギ・ヒノキ人工林は多くの花粉を飛散させる発生源ともなっており、今や国民の約4割が罹患し国民病ともいわれる花粉症の原因となるなど、花粉発生源対策の充実・強化に対する国民のニーズは非常に高い。

また、人工林の多くが本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用サイクルの確立と花粉の少ない苗木への植替えによる国民の生活の質(QOL)の向上との両立を通じて「持続可能な開発目標(SDGs)」に貢献することも期待されている。

このような中、国では、平成13(2001)年6月に「スギ花粉発生源対策推進方針」(平成30(2018)年4月改正)を策定し、令和14(2032)年までに、我が国全体のスギ苗木の年間生産量のうち花粉症対策に資するスギ苗木の占める割合を約7割に増加させることを目標に掲げ、国、都道府県、市町村、森林・林業関係者等が一体となって花粉発生源対策に取り組むこととしている。

さらに、関東地方では、平成20 (2008)年に「九都県市花粉発生源対策 10 カ年計画」(平成 30(2018)年4月から第2期計画)を策定して、広域的な枠組みの下、計画的に植替えを進めている。また、中国地方知事会では、平成25(2013年)年に「スギ花粉症対策部会」を設置し、令和 2(2020)年度からは、ヒノキ対策を追加して「スギ・ヒノキ花粉症対策部会」として植替えの促進や 苗木等の相互融通を行うなど、都道府県の範囲を超えた広域連携の取組を進めている。

しかしながら、花粉の少ない森林への転換には膨大な時間と労力が必要であり、また、花粉は県境を越えて広域に飛散することから、花粉発生源対策の効果を早期に発現させるためには、各地の取組を全国で共有し横展開するとともに、横断的な課題については一丸となり取り組むなど、我が国全体の花粉発生源対策の加速化を図る必要がある。

このため、全国知事会では、令和2年(2020年)6月、39都府県の参加により「花粉発生源対策推進プロジェクトチーム」を設置し、「花粉の少ない森林(もり)づくり」をテーマに掲げ、構成都府県の先進的な取組や課題を調査して情報共有を行い、検討項目ごとに課題を分解し整理することにより、都府県共通の課題や今後取り組むべき課題について再認識したところであり、国と地方が適切な役割分担の下、互いに協力しながら具体的な取組を進めていくために、次の内容について提案・要望する。

2 花粉の少ない森林(もり)づくりに向けて

(1) 花粉の少ない苗木の生産拡大

ア 種子や穂木の安定供給体制の整備

①採種園・採穂園造成・管理の予算確保

採種園・採穂園の計画的な造成及び管理に必要な予算を継続的に確保するため、採種園・ 採穂園造成や改良・管理に対する補助制度を拡充すること。

②採種園・採穂園管理技術の向上、効率化

外部花粉の混入を防止するための設備等、従来型の採種園・採穂園管理にはない新たな設備等の導入を促進するとともに、ICT等を活用した生育環境等の管理など効率化につながる新たな採種園・採穂園の管理技術の開発及び普及を行うこと。

③種子・穂木・苗木供給体制の整備【最重点項目】

種子・穂木・苗木の流通体制を整備するため、広域での需給情報の共有体制を構築すること。また、苗木の安定供給のため種子生産及び苗木生産期間の短縮化等や低コスト省力化に 資する技術の開発と普及・定着支援を進めること。

④新たな採種園・採穂園造成技術の導入【重点項目】

ミニチュア採種園や閉鎖型採種園など新たな採種園・採穂園造成の技術的な課題を整理 し、技術の普及・定着支援を進めること。また、先進的な採種園・採穂園造成技術等につい て情報を共有し横展開を図るとともに、国研究機関等に各都府県の採種園・採穂園造成に係 る技術的な課題等に対して助言を行うアドバイザーやコーディネーターを配置すること。

⑤生産・流通過程での品質管理体制の確立

林業種苗法に基づく品種表示制度の適正な運用により、品質管理体制の普及定着を進める とともに、苗木生産から植栽、利用までの履歴情報管理(トレーサビリティ)制度の導入を 検討すること。

⑥着花誘導、受粉技術の確立

ジベレリン処理による着花誘導を用いた種子生産技術の普及・定着の支援を行うこと。また、人工受粉による種子生産に係る技術・作業基準等を作成し、基準の明確化を図ること。

⑦苗木等配布範囲の緩和

同一都道府県内での苗木等の配布が可能となるよう、苗木等の受取地が種子等の採取地と 同一区域である場合における配布承認手続きの簡素化を図るなど、苗木等の配布に係る基準 のさらなる柔軟な運用を検討すること。

イ 苗木生産技術の向上

①挿し付け、発根処理技術の確立

挿し木による苗木生産を促進するため、発根特性の高い品種の開発を行うこと。また、新たな発根処理技術等による挿し木苗生産手法の開発を行うこと。

②無花粉品種の生産技術の開発

無花粉品種苗木の増産のための生産技術を開発するとともに、先進的な生産技術について情報を共有し横展開を図ること。また、簡易な無花粉苗木検定手法を確立すること。

ウ 担い手の育成と生産拡大への支援

①新規苗木生産者の参入促進

新規苗木生産者への技術支援体制を整備し、後継者の育成や意欲ある苗木生産者の参入を 促進すること。

②コンテナ苗生産技術の確立【重点項目】

苗木生産の省力化のため、コンテナ苗の生産技術研修等の実施による技術支援を行うこと。また、コンテナ直接播種に係る高発芽率種子等の選別技術や播種作業の効率化技術等の開発を行うとともに、種子選別機や培土圧入機等の苗木生産の省力化に資する機械導入に係る補助要件の緩和を行うこと。

③生産者の経営基盤強化と生産者支援

苗木生産資材等の設備投資費用に対する助成制度を拡充すること。また、花粉症対策に資する苗木の需給に基づく補償制度等の拡充を行うこと。

(2) 花粉の少ない苗木の品種開発

ア 少花粉品種の開発

①多様な少花粉品種の母樹用苗木の供給

採種園・採穂園の造成のために必要となる少花粉品種の母樹用苗木の安定的な供給を行う こと。また、ヒノキを含めた多様な少花粉品種の開発を行うこと。

イ 特定母樹の開発

①採種園・採穂園造成のための選抜個体数の確保

地域のニーズに合った特定母樹候補を掘り起こし、早期に認定を行うこと。また、特定母 樹の遺伝的特性の調査分析を行い、安定的な種子・穂木・苗木生産に適した特定母樹品種の選 抜を行うこと。

②少(無) 花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つ品種の開発【最重点項目】

カーボンニュートラル実現への貢献と花粉発生源対策の両立を図るため、少(無)花粉品種からも特定母樹の検定を行い、特定母樹の性質を併せ持つ少(無)花粉品種の早期開発と普及を行うこと。

③特定母樹由来の種子への形質継承の検証

特定母樹の交配により生産した種子由来の苗木に優れた形質が継承しているか確認するため、次世代検定林を造成するとともに継続した調査を行うこと。また、特定母樹の形質を継承した種子生産につなげるため、再選抜により種子生産に適した特定母樹の絞り込みを行うこと。

ウ 無花粉品種の開発

①無花粉品種の開発期間の短縮

雄性不稔無花粉ヒノキの選抜と種子生産技術の開発を行うこと。また、ゲノム編集等の遺伝子組換え以外の技術を用いた無花粉化技術を確立すること。

(3) 花粉の少ない森林への転換

ア 国民への普及啓発

①花粉発生量削減の取組の見える化【最重点項目】

国民への訴求力を高めるため、花粉症対策苗木等への植替えを優先的に進める森林の重みづけを行うなど、地域の状況に応じて、取組を「見える化」するための手法を検討すること。

②供給全量を花粉症対策に資する苗木とする施策誘導【重点項目】

持続可能な開発目標(SDGs)の視点に立ち、「持続可能な森林経営」と「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活の確保」を併せ持つ施策として強力に推進すべく、植栽する苗木の全量を花粉症対策に資する苗木にすることを目指した苗木の安定的な供給と植替えの加速化を図ること。また、特定苗木(特定母樹由来の苗木)に加えて花粉症対策苗木を間伐等特措法の対象にするなど、普及促進についての方針を明確にするとともに、花粉症対策に資する苗木の植替えに対する実質補助率の引き上げを行うこと。

③花粉症対策に資する苗木のニーズの確立

成長や材質等の優れた、魅力ある品種の開発とブランド化の推進支援を行うこと。また、 成長量や材質等の苗木品質の調査研究と情報公開を積極的に行うこと。

4国民の理解と共感の醸成

国や各都府県の花粉発生源対策の取組について積極的な情報発信を行うとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用に対する国民の理解と共感の獲得により社会的機運を醸成し、花粉症対策に資する苗木による植替えの加速化を図ること。また、国有林、公有林及びそれに準ずる森林においては、花粉症対策に資する苗木による植替えを原則とするなど率先して取り組むこと。

イ 植替えを促進する制度等の設立

①主伐・再造林に取り組むための負担軽減【最重点項目】

一貫作業や低コスト造林に関する施業体系やコスト比較等についての技術普及資料の作成 と補助制度の拡充を行うこと。また、植替えに取り組む動機付けと、民間企業等の取組への 波及効果を促進するため、国が定額助成を行う植替促進事業の支援団体の拡大と普及啓発を 行うこと。

②植替え後の保育経費に係る負担軽減【重点項目】

植替え後の育林経費の大半を占め、再造林が進まない原因となっている下刈り等の保育作業に対する実質補助率の引き上げを行うこと。また、保育作業の省力化に資する取組や保育作業の機械化に係る補助制度の拡充を行うこと。

③植栽地の獣害防除対策に係る負担軽減

植栽当初におけるシカ等の苗木の食害等は深刻であり、森林所有者の主伐や再造林意欲の減退を招くことから、植栽地の獣害対策に対して、防護施設設置と併せて防護施設の点検・改修・撤去等の維持管理に対する継続的な補助制度を拡充すること。また、植栽地の効果的な獣害防除技術の開発を行うこと。

④林業事業体の技術者等の育成確保

伐採・保育作業を担う、意欲ある林業担い手の確保と林業事業体の技術者の育成支援を強化すること。また、急傾斜地施業に適した林業機械等導入による省力化技術等の開発を行うこと。

ウ 広葉樹等の導入

①花粉症アレルゲンの少ない広葉樹や早生樹の導入

広葉樹や早生樹の育成指針や管理指針等を作成すること。また、広葉樹材や早生樹材の利用技術に関する研究開発等の支援を行うこと。

(4) 花粉飛散防止技術の開発

ア 花粉飛散防止剤の実用化

①飛散防止効果の検証や生態系への影響についての検証【重点項目】

花粉飛散防止剤については、農薬登録等に向けて引き続き研究を進めるとともに、効果期間の検証、生態系等環境や感染木への影響等についての実証試験を実施し、効果や環境影響調査等の情報公開を行うとともに、実用化に向けて効果的な散布区域の検討等を行うこと。

令和 年 月 日

全 国 知 事 会